

既設駐車場への安全強化対策ガイドライン

(1)昇降・ピット式駐車場への対応

- ①既設装置に追加で設置する出入口扉(前面ゲート)の構造は「平成24年9月18日付けで変更された機械式駐車場技術基準(以下「技術基準」という)」「3. 2. 1 出入口付近の構造 (2)二段方式・多段方式」の昇降横行式に準じたものとする。ゲートの開閉は、電動ではなく手動としても良い。ただし、ゲートが閉じていなければ駐車装置は動作しないようインターロックを設け、駐車装置の動作中にゲートを開けた場合は駐車装置が停止する構造とすること。
- ②周辺のさく等が設置されていない既設装置には前面を除く三面に、侵入防止のためにさく等を設けること。なお、既設装置の設置状況によりさく等の追加設置が困難な場合には、侵入検知センサーの設置で、安全強化対策とする事が出来る。
- ③前面ゲートの設置が困難な場合は、既設のチェーンに加え侵入検知センサーを設置すること。駐車装置の動作中にセンサーが感知したら駐車装置の動作を停止させ、リセット(解除)するまでは駐車装置が再起動しない構造とし、リセットは取扱者が原因を確認し、安全確認後にできる構造とすること。
- ④前面ゲート、侵入検知センサー共に設置が困難な場合は、既存のチェーンに掛け忘れ防止機能を設けること。チェーンが掛かっていなければ装置の運転ができない構造とし、装置の動作中にチェーンが外れた場合には装置が停止する構造とすること。

- * 上記いずれの場合も通路寸法は「技術基準」に従い極力確保することとするが、物理的に無理な場合は通路の寸法を 300mmまで狭くできることとする。ただし、この場合には、駐車装置の所有者、取扱者へ具体的リスクを説明して、事前に了解を得る事が必要である。
- * 上記①のように前面ゲートを設置した場合は、押し切りスイッチを用いない自動運転とすることもできるが、その場合には、「技術基準」「3.6.1 非常停止装置」に準じた緊急停止装置を装備すると共に、手動ゲートについても、装置動作中にゲートを開ける事が出来ないようにすること。また、自動運転中の駐車装置区画の周囲から人が侵入出来ないよう、周辺のさく等にて区画を行うこと。
- * 周辺のさく等の高さについては、1.8m以上のさくを設置することが望ましいが、既に高さが1.4m以上のさくが設置されていれば、侵入防止に一定の効果が期待できるので、より高い柵に改造しなくても良いこととする。
- * 複数の駐車装置が連設されている場合は、隣接機とのインターロックが設けられていれば、それ以外の搬器の昇降動作に関する制限は現状(既設)のままとする。
- * 既設の装置への対応のため、止むを得ない場合には、通路の寸法と、周辺のさく等の高さについては、「技術基準」に規定された条件を緩和することも可能としたが、この2点以外については、「技術基準」に規定された条件を遵守すること。

(2) エレベータ方式駐車場への対応

- ①「技術基準」3.6.2 自動車への乗降室における安全装置に準じて、人感センサーを設置すること。
- ②出入口扉が設置されている装置については、扉を閉める操作に際し、人感センサーが感知したら自己保持して、扉が閉まらない構造とし、自動車への乗降室に人を閉じ込めてしまうことを防止する。
- ③出入口扉が設置されていない(駐車装置と連動しないシャッター等が設置されている)装置については、装置を起動する操作に際し、人感センサーが感知したら自己保持して、駐車装置が動作しない構造とすること。

【参考】 上記②の機能に加えて、既設装置の動作フローによっては、出入口扉が閉まった後、駐車装置が動作する前に、もう一度人感センサーを働かせて、人を感知しないことを確認する機能を持たせることが可能な場合がある。この機能を追加した場合には、万一、出入口扉閉鎖前に自動車への乗降室にいる人を人感センサーにて検出出来ず、自動車への乗降室に人を閉じ込めてしまった場合の事故防止に一定の効果が期待できると考えられる。

附 則

このガイドラインは、平成24年9月18日から適用する。